

利用者負担額徴収基準表

各月初日の入所児童の属する世帯の階級区分		徴収金基準額（月額）			
階層区分	定義	3歳未満児の場合			
		保育 標準時間	うちひとり親 等世帯	保育 短時間	うちひとり親 等世帯
第1	生活保護世帯	円 0	円 0	円 0	円 0
第2	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
第3	市町村民税 所得割課税額 48,600円未満 世帯	14,200	7,100	11,200	5,600
第4	4-1 市町村民税 所得割課税額 57,100円未満 世帯	16,700	8,350	13,700	6,850
	4-2 市町村民税 所得割課税額 77,101円未満 世帯	19,300	9,000	16,300	8,150
	4-3 市町村民税 所得割課税額 97,000円未満 世帯	21,900	21,900	18,900	18,900
第5	市町村民税 所得割課税額 169,000円未満 世帯	26,300	26,300	23,300	23,300
第6	市町村民税 所得割課税額 301,000円未満 世帯	29,900	29,900	26,900	26,900
第7	市町村民税 所得割課税額 397,000円未満 世帯	37,200	37,200	34,200	34,200
第8	市町村民税 所得割課税額 397,000円以上 世帯	48,100	48,100	45,100	45,100

3歳以上児の保育料は無料です。

同一世帯で同時に2人以上の児童が入所する場合は、2人目は半額徴収、3人目以降は無料となります。